

来年!

2022年4月から

成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます!!

○保護者の同意なしで

こんな契約できちゃいます!

- ・一人暮らしのためのアパートを借りる
- ・携帯電話を契約する
- ・クレジットカードをつくる
- ・消費者金融でお金を借りる など



特に  
気を付けて!

「新成人」は悪質業者のターゲットに!

未成年者が保護者の同意がない契約をした場合は、原則、その契約を取り消すことができます。

そのため、悪質業者は、社会経験が浅く、契約を取り消せない「新成人」を狙います。

2021年度に、

- ・大学1年生(19歳)
  - ・高校3年生(18歳)
  - ・高校2年生(17歳)
- 2022年4月1日から成人  
→ 18歳の誕生日から成人

◆あなたのお子さんは大丈夫ですか…? こんな契約トラブルに巻き込まれるかも…

【定期購入トラブル】

~1回だけのつもりが定期購入になっていた!~

SNSの広告でお試し価格100円のサプリを注文した。その後は注文しなかったのに、1か月後に同じ商品が届き、定価3,000円の請求書が入っていた。慌てて事業者と連絡すると、広告には6か月の定期購入であることが明記されているため、7か月目以降にしか解約できないと言われた…。



【マルチ商法トラブル】

~残ったのは借金と売れない商品の山~

SNSで知り合った友人から、化粧品をまとめ買いして、友人に売るだけで儲かるビジネスに誘われた。すぐに元がとれるというので、消費者金融で借金して、50万円分の商品を購入した。しかし、友人を誘っても相手にされず、全然儲からず、手元には借金が…。



あなたの「気づき」「見守り」が若年者の消費者トラブルを未然に防ぎます。

困ったときは、相談してください!

保護者の方からも、相談できます。

音声ガイダンスに従って  
郵便番号を入力するだけ  
最寄りの消費生活相談窓口  
につながります



消費生活相談窓口は  
県内の全市町村にあります  
県の相談窓口もあります

県民生活相談センターは  
(058)277-1003

